

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託	No.5200070
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	2 8, 7 2 9, 2 3 4 円（消費税込み）	

契約相手方	東京書籍株式会社 東京支社 (法人番号：3010001005250)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	総価契約

業者選定理由書

件 名	荒川区「学力向上のための調査」に関する業務委託
指名業者 (案)	名 称 東京書籍株式会社 東京支社 所在地 東京都北区堀船二丁目１７番１号 代表者 支社長 隈 三智夫
特命理由	本件は、区内小・中学校に在籍する児童・生徒に対し、学習到達度調査及び、学習に対する意識調査等を実施するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、令和元年度に実施したプロポーザルにより選定された業者であり、区の求める調査を実施可能なのが上記業者に限られ、履行状況も良好であることから特命随意契約により契約を継続している。 ② 区では本件で実施される「学習到達度調査」と「生活・学習意識調査」の結果から、児童生徒の学習と生活習慣の傾向を結び付けた調査・分析を行うことで、児童生徒一人ひとりの個に応じた指導に生かしている。 本件の実施に当たり、全国的な受託実績があり、「学習到達度調査」と「生活・学習意識調査」が実施可能なのは３社に限られ、「小６英語」及び区の求める項目を満たした「生活・学習意識調査」を実施可能なのは、上記業者のみである。さらに、上記業者であれば経年比較を行う上で学校の作業負担が少なく、区内における平均点が算出されるため、区内の比較も可能である。 ③ 上記業者は、２３区において学力調査を実施する１８区のうち１１区において導入されており、令和５年度の履行状況も良好であったことから、確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)